

総 括 調 査 票

調査事業名	(26) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金			調査対象 予算額	令和元年度：1,413百万円 ほか (参考 令和2年度：1,344百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	森林整備・保全費	調査主体	共同
組織	林野庁			目	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金	取りまとめ財務局	(福岡財務支局)

①調査事業の概要

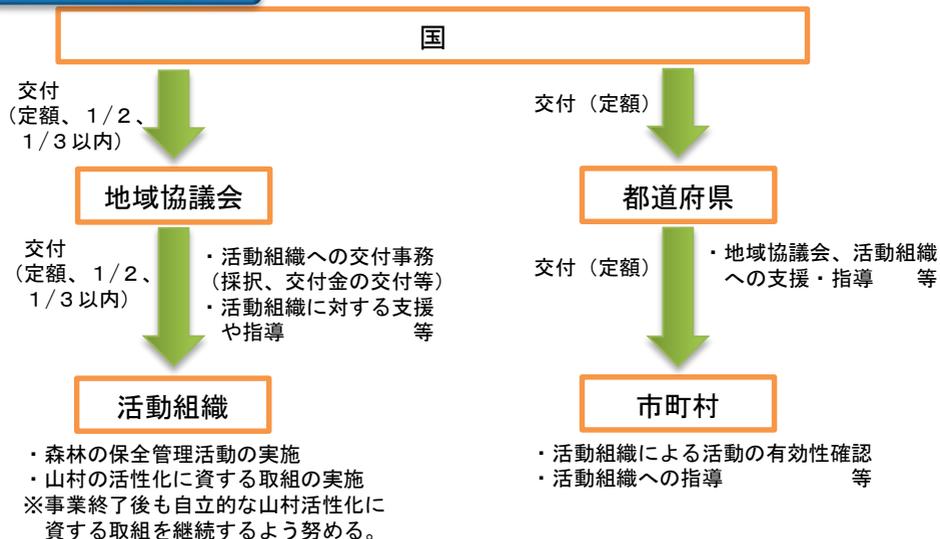
【事業の概要】

森林・林業を支える山村の過疎化・高齢化が進み、集落周辺の里山林においては藪化の進行等により森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっている。このような集落周辺の森林の保全については、通常の木材生産を主目的とした森林整備では対応できないものであり、コミュニティの関心や活力を向上することで対応を促すことが最も効率的かつ効果的であることから、森林の多面的機能発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保安全管理活動及び山村地域の活性化に資する取組を支援している。

<事業要件>

- ・森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林であること
- ・地域住民や森林所有者等で構成する3名以上の活動組織であること
- ・活動組織は、3年間の活動計画を策定すること
- ・国は、1活動組織当たり、年度毎に500万円を上限として支援 等

<事業の流れ>



森林・山村多面的機能発揮対策交付金

<メインメニュー>

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ	
 里山林景観を維持するための活動 12万円/ha	 侵入竹の伐採・除去活動 28.5万円/ha	 しいたけ原木等として利用するための伐採活動 12万円/ha

<サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）>

森林機能強化タイプ 路網の補修・機能強化等 800円/m	活動の実施に必要な機材及び資材の整備 購入額の1/2（一部1/3）以内
---------------------------------	--

総 括 調 査 票

調査事案名 (26) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

②調査の視点

【調査対象年度】
平成27年度～令和元年度

【調査対象先数】
・林野庁
・地域協議会：45先（回収率97.8%）
・都道府県：47先（回収率100%）
※活動組織は林野庁及び地域協議会への調査結果を基に記載している。

1. 地方公共団体による支援等について

- 活動組織に対する地方公共団体（以下「地方」という。）による支援状況はどのようになっているか。
- 活動組織の活動に係る財源について内訳はどうなっているか。また、林野庁は優先採択の仕組みを導入して地方による支援を促しているが、実際の国や地方の支援割合はどの程度となっているか。

③調査結果及びその分析

1. 地方公共団体による支援等について

○ 地方による支援状況

本事業は、活動組織による森林の保管理活動とともに山村地域の活性化に資する取組を支援するものであり、活動による効果は、地方にも裨益するものであることから、事業の推進にあたっては国だけでなく、地方による財政支援がなされることが基本である。

平成28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいても「本来、自治体主導で支援が行われるべき施策」等の指摘が行われている。

指摘を受けた林野庁は、事業の見直しを行い、地域協議会が活動組織を採択するにあたっては、地方が国の交付額の3分の1（即ち、国と地方の支援割合が3：1）以上を支援する活動組織が優先採択されるよう、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（以下「実施要領」という。）に優先採択基準（※）を設けたところ。

（※）優先採択基準

地方による支援の有無及び国の交付額（資機材・施設の整備に対するものを除く。）に対する地方の支援額の割合により、以下のとおり採択基準を規定

地方の支援あり < 3分の1以上の支援→①優先採択
3分の1未満の支援→②優先配慮
地方の支援なし → ③通常採択
⇒①>②>③の順で優先して採択する仕組み

平成30年度に交付金の交付があった1,273活動組織について、地方による支援状況を調査したところ、優先採択基準（①～③）別では【表1】のとおりであった。

地方による何らかの支援を受けている活動組織は874活動組織（68.7%）あり、このうち8地域協議会（233活動組織）では地方の支援があることを採択の要件としており、支援がないものは採択しないとのことであった。

一方で、地方による支援がない活動組織も399活動組織と全体の3割強存在していた。

優先採択基準を導入して地方の財政支援を促しているものの、地方による財政支援がなされていないものも存在しており、自治体主導で支援が行われる施策としていくためには、こうした活動組織にも地方の支援を求めていく必要があると考えられる。

○ 活動組織の財源内訳

平成30年度の活動組織の財源の内訳は、国の支援が全体の77.7%と最も大きい一方で、地方の支援は16.8%（うち、都道府県7.0%、市町村9.8%）に留まっており、国と地方の支援割合はおおよそ5：1となっていることが分かった。【図1】

自治体主導で支援が行われる施策としていくためには、国と地方の支援の割合のあり方についても見直しが必要と考えられる。

④今後の改善点・検討の方向性

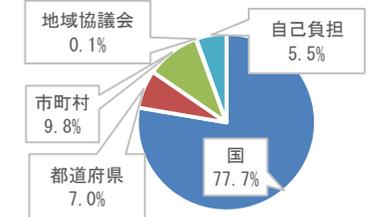
1. 地方公共団体による支援等について

- 林野庁は、本事業をより効果的に推進していく観点から、活動の効果が裨益する地方の支援を一層促すため、地方の支援に応じて国の交付額に差を設ける等の運用方法を検討すべき。

【表1】地方による支援状況（平成30年度）

地方による支援	活動組織数
①3分の1以上の支援（優先採択）	394(31.0%)
うち都道府県支援のみ	1
うち市町村支援のみ	73
うち都道府県支援+市町村支援	320
②3分の1未満の支援（優先配慮）	480(37.7%)
うち都道府県支援のみ	39
うち市町村支援のみ	138
うち都道府県支援+市町村支援	303
③支援なし（通常採択）	399(31.3%)
合計	1,273

【図1】活動組織の財源内訳（平成30年度）



注 1,273活動組織の財源（資機材・施設の整備に対するものを除く。）の単純合計である。

総 括 調 査 票

調査事案名 (26) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

②調査の視点

2. 活動組織の持続性について

- 地域協議会は、活動組織の事業終了後も自立的な活動が継続されるような取組を行っているか。
- 地域協議会は、活動組織が事業終了後も自立的な活動を継続しているか把握しているか。

③調査結果及びその分析

2. 活動組織の持続性について

○ 自立的な活動を促す取組
実施要領によれば、活動組織の採択にあたっては、事業終了後も自立的な活動が継続されるよう「会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること」が採択要件の1つとされている。

また、活動組織も「本対策の実施期間が終了した後においても、自立的な山村の活性化に資する取組を継続するよう努める」こととされている。

こうした措置は、平成28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、補助金の投入により活動組織が「自立できなくなることは避けるべき」との指摘に基づくものであるが、活動組織の採択後、自立のためにする地域協議会の取組については定めがない。

活動組織が事業終了後も自立的に活動を継続するため、地域協議会がどのような取組を行っているかについて複数回答形式で調査したところ、【図2】のとおりであった。

回答のあった44地域協議会のうち、「交付金を受けずに活動している活動組織の事例を横展開している」（3地域協議会）といった取組が行われていたものの、「2期目以降（現在の計画期間が終了後）も本交付金が受けられるよう助言・指導している」（31地域協議会）や、「本交付金以外に、都道府県や市町村の事業で活用可能な交付金等の制度を紹介している」（23地域協議会）といった回答が大宗を占め、半数以上の地域協議会では、活動組織が自立的な活動を継続できるよう促すような取組を行っているとはいえない状況であることが分かった。

さらに、令和元年度に交付金の交付があった1,105活動組織のうち、627活動組織（56.7%）は過去に事業が終了した後、新たに別の活動計画を策定し採択された活動組織であった。

本事業は、事業終了後も自立的に活動できる活動組織に対して支援を行うものであるが、半数以上は自立に至っているとはいえないと考えられる。

○ 活動組織の活動状況把握

実施要領上、地域協議会の業務として定めがないが、事業終了後も地域協議会が活動組織の活動状況を把握しているかについて、令和2年4月1日時点の把握状況を調査したところ、【表2】のとおりであった。

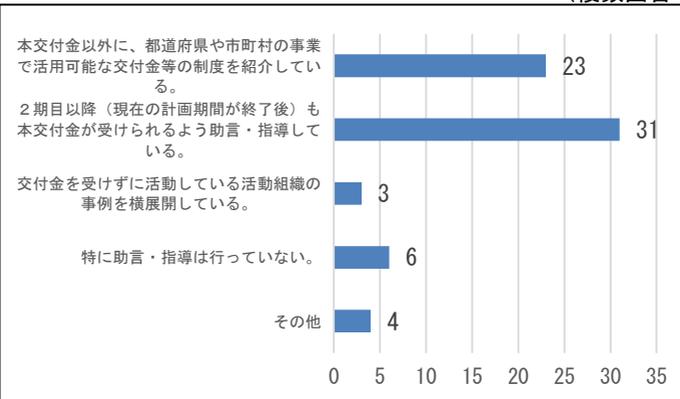
平成27年度から平成30年度までの間に事業が終了した1,324活動組織のうち、活動状況を把握しているのは697活動組織であり、約半数（627活動組織（47.4%））は活動状況が不明な状態となっていた。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 活動組織の持続性について

- 地域協議会は、活動組織が事業終了後に自立して活動を継続していくため、活動期間中はもとより活動期間終了後においても、活動状況の把握や相談体制を整える等、活動組織を支援する役割を果たしていくべき。
- 林野庁は、活動組織の自立を一層促すため、地域協議会の役割や交付金の交付のあり方等を効果的なものとなるよう見直しを行うべき。

【図2】地域協議会による活動組織の自立的な活動に向けた取組（複数回答可）



【表2】平成27年度から平成30年度までの間に事業が終了した活動組織に係る地域協議会の把握状況

把握状況	活動組織の状況	活動組織数
把握している	継続中	508(38.4%)
	活動休止・解散	189(14.3%)
把握していない		627(47.4%)
合計		1,324

(令和2年4月1日時点)